

令和 9 年度 放課後児童クラブ保育料の減額・免除制度

春日部市では、家庭における保育料の負担を軽減するため、「世帯の所得に応じた減免」と「多子世帯※¹による減免」があります。

減免区分表に該当する方で、保育料の減免を希望する方は「放課後児童クラブ保育料減免申請書」を提出してください。なお、申請した翌月分の保育料から減免の対象となり、遡っての適用はできませんので申請漏れにご注意ください。

減免区分		減免後の保育料
① 生活保護世帯、支援給付受給世帯又は市町村民税非課税世帯		0 円
② 市町村民税のうち均等割のみの課税世帯	1 人目	3, 5 0 0 円
③ 市町村民税のうち均等割のみの課税世帯かつ同一世帯において 2 人以上の児童※ ² が入室する場合	2 人目	1, 7 5 0 円
	3 人目以降	0 円
④ 市町村民税のうち所得割課税額が 5, 0 0 0 円未満である世帯	1 人目	5, 0 0 0 円
⑤ 市町村民税のうち所得割課税額が 5, 0 0 0 円未満の世帯かつ同一世帯において 2 人以上の児童※ ² が入室する場合	2 人目	2, 5 0 0 円
	3 人目以降	0 円
⑥ 同一世帯において 2 人以上の児童※ ² が入室する場合	2 人目	4, 5 0 0 円
	3 人目以降	0 円
⑦ 市長が特に認めた場合		市長が定める額

※ 1 同一世帯において同月内に 2 人以上の児童が放課後児童クラブに在籍する場合

※ 2 保護者が同一である児童

■ 減免申請

○ 提出書類

- ① 放課後児童クラブ保育料減免申請書
- ② 課税証明書または非課税証明書（申請する月によって必要となる年度※³が異なります）

「世帯の所得に応じた減免」を申請する方で、各年の1月1日時点で春日部市内に居住していた方、「多子世帯による減免」のみの方は提出不要です。春日部市外に居住していた方は、各年の1月1日時点で住所がある市区町村で取得してください。

※3 令和9年4月入室（当初申請分）

- ・申請（提出）月 令和8年10月～令和9年2月 「令和8年度」
減免認定期間等の詳細は、次項の「判定時期」を参考にしてください。

令和9年4月以降申請分（随時申請受付）

- ・申請（提出）月 令和9年4月～5月 「令和8年度」
- ・申請（提出）月 令和9年6月～令和10年2月 「令和9年度」

- ③ 課税・非課税証明書の発行については、該当の市町村へお問い合わせください。発行には日数がかかる場合があります。

■ 判定時期

減免の認定は、次のとおり年度に2回実施します。第1回目の認定期間中に申請した方は、第2回目の判定時期に、改めて減免申請書を提出する必要はありません。令和9年4月入室（当初申請）は、次のとおり判定します。

判定時期	第1回／令和9年3月	第2回／令和9年6月
判定する保育料	令和9年4月～6月分	令和9年7月～令和10年3月分
判定の根拠となる課税年度	令和8年度（令和7年收入）	令和9年度（令和8年收入）
書類提出期限	令和9年2月26日（金）	令和9年6月18日（金）

■ 世帯の所得に応じた減免の判定

○所得判定の対象者（18歳以上の方）

住民登録上同一住所又は同一住所になくても実際同居している父母（単身赴任や養育費のみ支払いしている者等を含む）・祖父母・おじおば・知人等※⁴のうち、市町村民税の課税額が一番高い方で判定します。

※4 世帯状況の変更等

申請後に世帯状況に変更が生じる場合（転居、婚姻、離婚、同居人の居住・転出等）は、再判定を実施しますので、必ずこども育成課にご連絡ください。

○所得の確認方法

判定の対象者が、各年とも1月1日現在、春日部市に住所を有する者は、証明書の提出は必要ありません。減免申請書の保護者氏名欄に自署することで、判定する対象者の市民税課税額をこども育成課にて確認することに同意いただいたものとします。なお、同意いただけない場合は、市内に住所を有する者でも課税・非課税証明書の提出が必要となります。

○所得の判定

所得判定の対象者における全員の市町村民税課税額の確認が必要になります。
全員の確認ができない場合には、減免は適用されません。

そのため、所得判定の対象者は、令和8年・令和9年の1月1日時点で居住していた市区町村で、必ず市町村民税の申告をお願いします。

なお、収入がない場合でも申告は必要となります。

○税額更正や修正申告等をした場合

減免判定後に、改めて収入の申告をした場合や市町村民税に変更が生じた場合は、減免の再判定を行いますので、こども育成課にご連絡ください。自動的に修正後（申告後）の減免区分に応じた保育料にはなりませんので、ご注意ください。

なお、申告した月の翌月から減免適用となります。

■ 判定結果

○令和9年4月入室（当初申請分）

①第1回（判定時期3月）・・・令和8年度市町村民税課税状況により判定
令和9年4月下旬頃、判定結果により次のとおり郵送します。

・「減免決定通知書」又は「減免却下通知書」

・「納入通知書」又は「口座振替開始通知書」

※保育料が全額免除の方は、「減免決定通知書」のみ郵送します。

第2回（6月）の減免判定により、年度途中で保育料が変更になる場合があります。

②第2回（判定時期6月）・・・令和9年度市町村民税課税状況により判定
令和9年度7月分以降の保育料が変更になる場合

令和9年7月下旬頃、判定結果を郵送します。

・「減免決定通知書」又は「減免却下通知書」

・「納入通知書」又は「口座振替開始通知書」

※保育料が全額免除の方は、「減免決定通知書」のみ郵送します。

保育料が変更になった場合は、4月に郵送した納入通知書は使用せず、変更された納入通知書で納付してください。

■ 減免申請書の提出先

① 春日部市役所こども育成課または庄和総合支所福祉・健康保険担当

② 継続入室申込時に申請する場合は、在籍する放課後児童クラブ

■ 問い合わせ

春日部市こども未来部こども育成課放課後児童クラブ担当

048-739-6836（直通）